

2016年10月7日

大分県警察本部長
松坂 規生 様

大分県警別府署「別府地区労働福祉会館への隠しカメラ設置」に関わる
公開質問状に対する回答への見解について

日本労働組合総連合会大分県連合会（連合大分）
会長 佐藤 寛人

私たち連合大分が、8月30日付で提出した公開質問状に対する回答が、大分県警より9月9日に示されました。この質問状および回答は「連合大分のホームページ」にも掲載し、連合大分加盟組織の組合員はもとより、広く県民・市民に対しても開示を行ったところです。

大分県警が示した回答では、カメラ設置にあたっての違法行為と、必要性及び相当性が認められないとする撮影についてのお詫びを述べたうえで、全ての質問項目に回答がありました。とりわけ、それまでの間、明言を避けていたプライバシーの侵害に関する見解や、再発防止策について示されたことについては、真摯な対応がなされたものと考えるところです。

しかしながら、回答内容の大部分は既にマスメディアで報じられている枠を出ておらず、また、新たな疑問も生じており、「会館への出入りだけでも選挙違反の容疑になる」との誤解を招くことも懸念され、組合員の不安を払拭するまでには至っていません。

したがって、まずは、以下の疑問点について、回答方法は問わないことから、早急な説明を求めておきます。

1. 公職選挙法で選挙運動が禁止されている特定の人物に関する「複数の情報」とは、どのような内容で、また、「認められる」としている容疑性とは何だったのか。
2. 「駐車場で行われると想定していた違反行為」とは何か、また、違反行為をした者が会館を出入りするとは限らない中で、なぜ、不特定多数が通る会館の出入り口を撮影する必要があったのか。
3. プライバシーの侵害については認めつつも、再発防止策にプライバシーの侵害に対する対応が反映されていないのはなぜか。
4. 特定人物に対する容疑性があり、建造物侵入等の違法行為が無ければ、不特定多数が撮影されることとなる隠しカメラの設置による捜査活動も可能という判断なのか。
5. 必要性も相当性もないにもかかわらず、違法行為を犯してまで隠しカメラを設置した背景には何があったのか。

労働組合は「労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善、その他経済的地位の向上をはかる」ことを主たる目的として組織しており、労働組合法第2条にあるとおりです。そのために私たちは、政策・制度要請やそれを実現するための政治活動に、法令遵守を大前提に取り組んでいます。その意味で、労働組合の政治活動の観点を十分に踏まえた回答が示されなかったことは、誠に残念と言わざるを得ません。また、回答全体が、別府署独断での行動・問題として整理されている感が否めず、大分県警組織全体の問題として捉えられていないのではないかと懸念するところです。

今回事件は、労働組合組織が入居する施設で「選挙違反が行われるはず」との見込み捜査が原因であったことは論を俟たず、労働組合に対する予断と偏見の現れと受け止められ、今後の政治活動への影響を考えれば、極めて遺憾であり、大変憂慮すべき事態となっています。

必要性も相当性もないにもかかわらず、違法行為を犯してまで隠しカメラを設置した、その動機が明らかにされない限りは、再発防止策の実効性にも疑問を抱かざるを得ません。

連合大分の見解に対する大分県警としての誠意ある対応を求めておきます。

これまでの間、各団体が、それぞれの立場で抗議や申し入れ行動、集会等を開催しており、各級議会においても様々なかたちで対応が行われています。今後、国会の場を含め真相を究明していくことを明言している政党もあります。

既に、私たち労働組合だけの問題とは言えない状況となっており、大分県警として、それぞれに対し真摯な対応を行っていただくことで、労働組合組織はもちろん、県民・市民の信頼回復に全力で取り組み、真に県民とともに歩む警察となることを強く求めます。

以 上